

国連人権機関に示された日本人権政策

Why has the United Nations Human Rights Committee questioned the concept of "public welfare" in the Japanese Constitution?

窪 誠 (KUBO Makoto)

研究成果は、「なぜ、日本国憲法『公共の福祉』概念が、国際人権機関で問題とされるのか」と題して、大阪産業大学経済論集、第18巻、1号掲載予定である。その概要は以下の通り。

日本は、1979年6月21日、「市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、自由権規約）（1979年6月21日施行）」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、社会権規約）（1979年6月21日施行）」の批准を皮切りに、「難民条約（1982年1月1日施行）」、「女子差別撤廃条約（1985年7月25日施行）」、「子どもの権利条約（1994年5月22日）」、「人種差別撤廃条約（1996年1月14日施行）」「拷問等禁止条約（1999年7月29日施行）」などの人権条約を批准してきた。

各条約にしたがって、日本政府は、各人権条約の国内実施状況を、関連の条約実施監督機関に、定期的に報告してきた。さらに、日本政府代表は、その報告書に基づいて、各実施監督機関の前で、委員の質問に回答する形で、「建設的対話」を行ってきた。ところが、1981年に日本政府が初めて行った、自由権規約の第1回政府報告書審査から、最近2014年第6回政府報告書審査に至るまで、常に問題とされてきた事柄が存在する。それは、日本国憲法における「公共の福祉」概念である。

『有斐閣法律用語辞典 [第2版]』は、「公共の福祉」を以下のように説明する。

個々の人間の個別利益を超え又はそれを制約する機能をもつ公共的利益あるいは社会全体の利益を指す語。主として基本的人権その他の諸権利の制約要因として法令上用いられている概念であるが、その具体的内容については争いがある。現行憲法で用いられて以来、各種の法令で広く使われるようになった。

この説明から明らかなように、「公共の福祉」は、「主として基本的人権その他の諸権利の制約要因として法令上用いられている概念である」。「公共の福祉」が「基本的人権の[中略]制約要因」であるなら、憲法の原則である「基本的人権の尊重」が損なわれることになる。よって、「公共の福祉」概念が、国際人権機関においてどのように問題とされ、その原因な何なのかを、日本の政府報告において最も長い歴史を持つ自由権規約の規約実施を監督する国連規約人権委員会と日本政府とのやりとりをとおして明らかにした。